

土地利用計画(五條市)

「大和都市計画地域地区指定図(五條市)」より抜粋

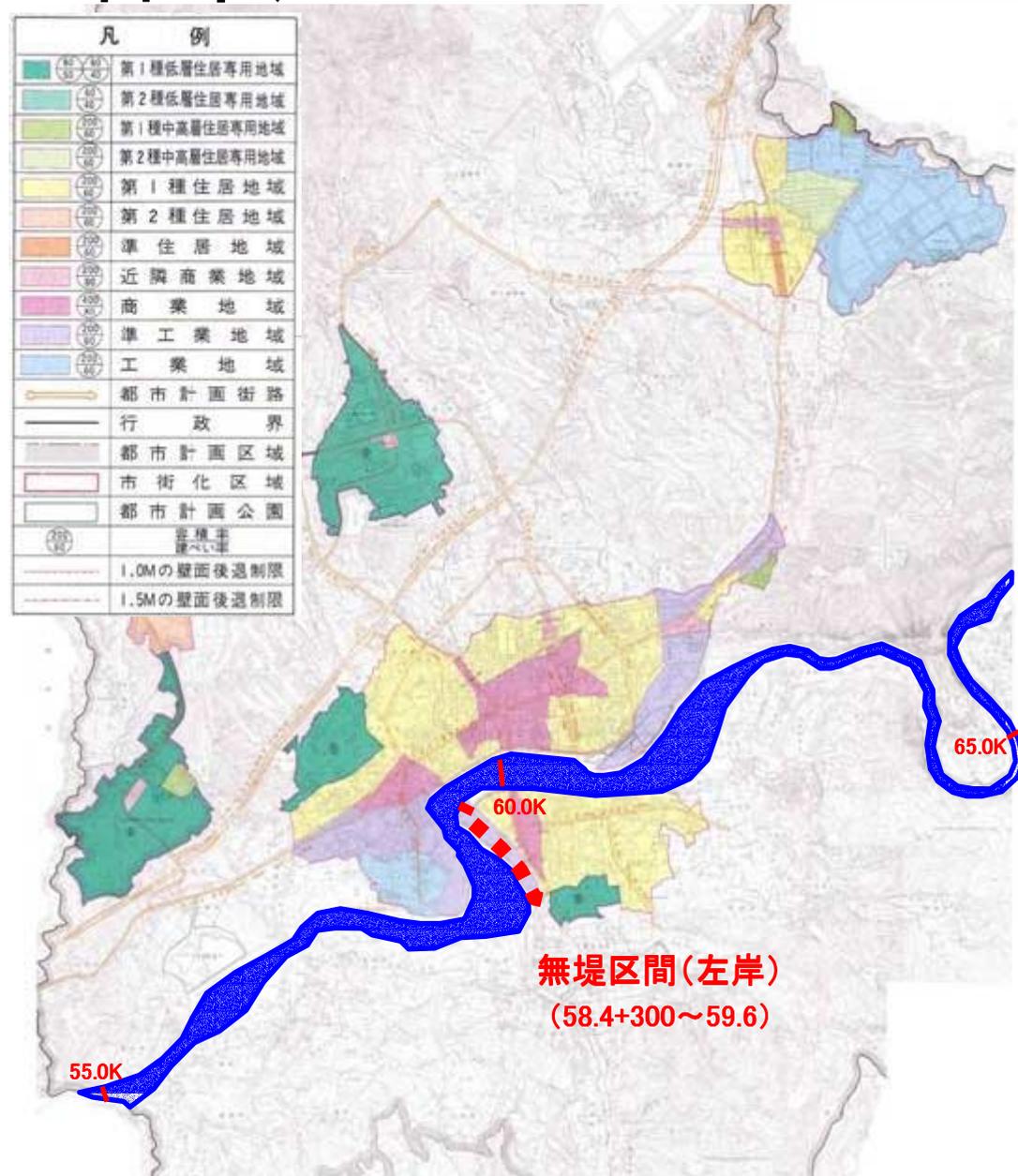
▼用途区域

五條市の市街化区域は、用途区域が定められており、各地区は、右図のとおりに用途区域が定められている。

○左岸(58.4+300~59.6)の背後地の状況

→準工業、第1種住居、商業
第1種低層住居専用地域

凡 例	
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	都市計画街路
	行政界
	都市計画区域
	市街化区域
	都市計画公園
	電線杆
	1.0Mの壁面後退制限
	1.5Mの壁面後退制限



背後地の土地利用規制(五條市)

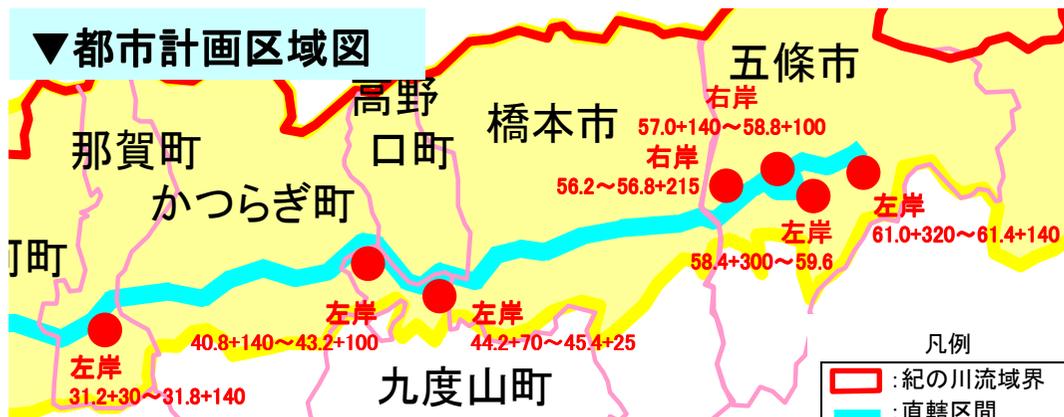
▼都市計画区域

背後地周辺は、全て都市計画地域になっており、市街化区域となっている。

▼農業振興地域及び農用地区域

背後地周辺は、下流部が農業振興地域整備計画における農業振興地域及び農用地区域が広がっている。

▼都市計画区域図



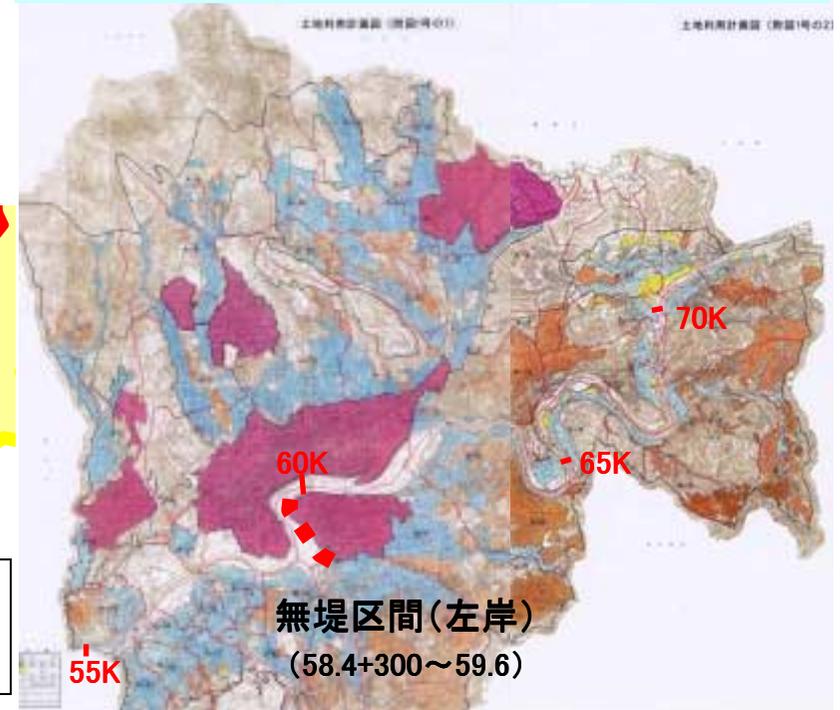
※紀の川流域の都市計画区域は、以下のとおりであり、用途地域が指定されている市町村は、和歌山市、橋本市、五條市のみである。

- 凡例
- : 紀の川流域界
 - : 直轄区間
 - : 都市計画区域
 - : 市町村界

▼農業振興地域及び農用地区域

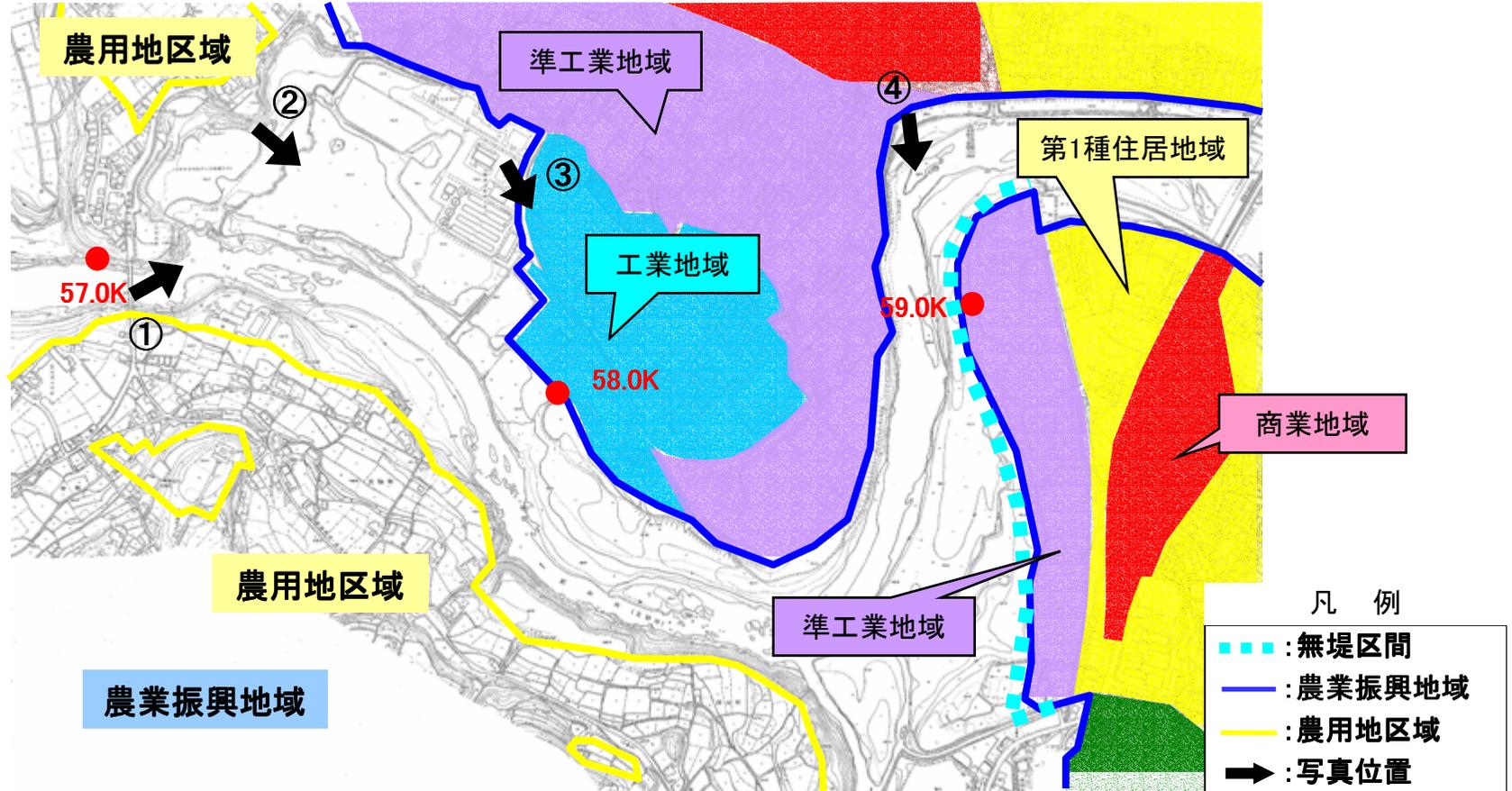


▼農業振興地域及び農用地区域



- 凡例
- : 農業振興地域
 - : 農用地区域

左岸58.4+300~59.6(五條市)



※農業振興地域及び農用地区域は、1/25,000スケールからの転記であり、地籍等は考慮していない。



① 未利用地が広がる(川側より)



② 未利用地が広がる(堤内地側より)



③ 五新鉄道跡が残っている



④ 川幅が広がっている

左岸58.4+300～59.6(五條市)



左岸58.4+300～59.6(五條市)



阪合部橋周辺の自然環境

無堤

【河道内について】

- 大きく蛇行し、早瀬と淵が交互に見られる。
- 河床は石質である。
- 河道幅は比較的狭くなっている。

【河川敷について】

- 直線部には広い河川敷はあまりない。
- 58-59kmの左岸の蛇行部には広い河川敷があり、ヤナギ林などが成立している。

